

障害児通所支援事業等 開始 届出書
変更

福山市長 様

事業経営者
住 所
(所在地)
名 前
(名称及び代表者の名前)

- 1 障害児通所支援事業等を開始しますので、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の3第2項の規定により届け出ます。
- 2 児童福祉法第34条の3第2項の規定により届け出た事項を変更しましたので、同条第3項の規定により届け出ます。

開始・変更しようとする事業の内容	事業を行う事業所	名 称	
		所 在 地	
		事業等の種類	
	提供する便宜等の内容		
経営者 (法人)	名 前 (名 称)		
	住 所 (所 在 地)		
基本約款	別添 1		
運営規程	別添 2		
職員の定数	人		
	職員の職種	職務の内容	職員の定数
			人
			人
			人
			人
主な職員の名前			
主な職員の経歴			
別添 3			
事業の用に供する施設	名 称		
	所在地		
	種 類		
事業開始の予定年月日 (変 更 年 月 日)		年 月 日	

注1 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙の枚数を増加し、この様式に準じた届出書を作成すること。

2 届出書の記入については、2面によること。

障害児通所支援事業等開始・変更届出書 記入要領

- 1 標題の届出名のうち、「開始」又は「変更」のいずれか該当する事項を○で囲むこと。
- 2 変更の届出をする際には、変更が生じる部分のみにつき記入して届け出ること。
- 3 複数の種類の障害児通所支援事業を開始する際には、届出書はそれぞれの種類ごとに作成すること。
- 4 「開始・変更しようとする事業」欄のうち、「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が当該事業により提供する事業等の種類等その事業の内容を記入すること。
なお、事業等の種類に変更が生じるときは、新たな事業の開始として、別途届け出ること。
- 5 「経営者」欄には、当該事業を経営する者が個人である場合にはその者の名前及び住所を記入し、社会福祉法人その他の法人である場合にはその名称、代表者の名前及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入すること。
- 6 「基本約款」は、事業者の条例、定款その他基本約款を指すものであること。
- 8 「主な職員の名前」欄の主な職員とは、当該事業所の管理者等を指すものであること。
- 11 届出の法令上の根拠を示す欄では、1又は2のうち該当する番号を○で囲むこと。
- 12 開始の届出をする際には、この届出書に児童福祉法施行規則第36条の30の2第2項に掲げる書類を添付すること。ただし、インターネットを利用してそれらの内容が確認できる場合は、この限りではない。

障害児通所支援事業等 廃止
休止 届出書

年 月 日

福山市長様

(事業経営者)

住所

(所在地)

名前

(名称及び代表者の名前)

障害児通所支援事業等を 廃止
休止 したいので、届け出ます。

1 事業の種類

2 事業所の名称及び所在地

(名称)

(所在地)

3 廃止・休止する年月日

年 月 日

4 廃止・休止の理由

5 現に便宜を受け又は通所している者に対する措置

7 休止の予定期間（休止する場合に限る。）

年 月 日 ～ 年 月 日

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。